

# 介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会  
〒420-8558  
静岡市葵区春日2丁目4番34号  
TEL 054-253-5580  
FAX 054-253-5589  
[インターネット]  
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

静岡県国保連合会 検索

## 居宅介護支援費のご請求のある事業所様へ

### 介護保険最新情報 Vol.836 問5について

サービス未実施月の居宅介護支援費の請求は可能

**⇒加算の算定は不可となります。**

※初回加算は、サービス実施月に算定可

厚労省 令和 2 年 5 月 25 日付 事務連絡

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の  
人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 11 報）」

新型コロナウイルス感染症の影響により、予定されていたサービスを実施しなかった場合の、居宅介護支援費の請求が 5 月サービス分より請求が可能となりましたが、国保中央会が厚労省に確認したところ、基本的には各種加算について算定不可（ただし、初回加算については、今後実際に利用があった月に算定可）と、回答がありました。